

和泉市長の政治倫理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市長の政治倫理に関する条例(平成19年和泉市条例第5号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(市関係団体)

第2条 条例第3条第1項第2号に規定する市関係団体は、次のとおりとする。

- (1) 和泉市土地開発公社
- (2) 財団法人和泉市公共施設管理公社
- (3) 財団法人和泉市福祉公社
- (4) 財団法人和泉市産業・観光振興会
- (5) 株式会社和泉市公共サービス公社
- (6) 財団法人和泉市文化振興財団

(資産等報告書等)

第3条 条例第4条第1項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第4条第1項第6号の株券は、資本の額が1億円以上の株式会社の株券、証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている株券に限るものとする。

第4条 条例第4条第1項第6号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券及びその他とする。

2 条例第4条第1項第7号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

3 条例第4条第1項第7号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

4 条例第4条第1項第7号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

5 条例第4条第1項第7号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

第5条 条例第4条第1項の資産等報告書は、様式第1号によるものとする。

2 条例第4条第2項の資産等補充報告書は、様式第2号によるものとする。

(所得等報告書)

第6条 条例第5条第1号イの規則で定める所得の金額は、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

第7条 条例第5条の所得等報告書は、様式第3号によるものとする。

2 条例第5条の所得等報告書の作成は、納税申告書の写しを作成することにより行うことができる。この場合において、同条第1号ア又はイに掲げる金額が100万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

(関連会社等報告書)

第8条 条例第6条の報酬とは、金銭による給付をいう。

第9条 条例第6条の関連会社等報告書は、様式第4号によるものとする。

(報告書の訂正)

第10条 資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書(以下「報告書」という。)を訂正しようとする場合には、和泉市長(以下「市長」という。)は、訂正届(様式第5号)を作成し、訂正の箇所に認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができ

るように字体を残さなければならない。

(報告書の閲覧)

第 1 1 条 条例第 7 条第 2 項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して 6 0 日を経過する日の翌日からすることができる。

2 条例第 7 条第 2 項の規定による報告書の閲覧を請求しようとする者は、資産等報告書等閲覧請求書 (様式第 6 号) を市長に提出しなければならない。

3 条例第 7 条第 2 項の規定による報告書の閲覧は、市長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

4 報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

5 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

6 前 3 項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(和泉市政治倫理審査会の委員)

第 1 2 条 条例第 8 条第 3 項に規定する和泉市政治倫理審査会 (以下「審査会」という。) の委員のうち、専門的知識を有する者は、弁護士、大学教授、公認会計士等をいう。

2 条例第 8 条第 3 項の市民のうちから選任された委員が同項の市民でなくなったときは、市長はその委員を解嘱するものとする。

3 委員は、その職務を遂行する上で政治的中立の立場を保持しなければならない。

4 委員は、その職務の公正さについて誤解を招くような行為をしてはならない。

5 委員は、自己、その配偶者又は 3 親等内の親族が事件の関係者であるときは、その職務の執行から除斥される。

(審査会の会議の傍聴)

第 1 3 条 審査会の会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名その他審査会の会長 (以下「会長」という。) が必要と認める事項を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

- 2 会長は、傍聴席が満員であるとき又はその他の特別の理由があるときは、傍聴を制限することができる。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、会議の場に入場することができない。
 - (1) 審査会の進行又は傍聴人の傍聴を妨害すると認められる物品を携帯する者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、審査会の事務執行上支障があると会長が認める者
- 4 傍聴人は、議事の進行を妨害するような行為をしてはならない。
- 5 会議の途中で、会議を非公開とする審査会の決定があったときは、傍聴人は退場しなければならない。
- 6 傍聴人がこの規則の規定に基づく義務を履行しないときは、会長はその傍聴人に対し、入場を禁止し、又は退場を命じることができる。

(調査請求)

第 1 4 条 条例第 9 条第 1 項の規定による調査の請求（以下「調査請求」という。）は、調査請求書（様式第 7 号）を提出して行うものとする。

- 2 前項の調査請求書には、調査請求をしようとする市民及びその代表者が署名（視覚障害者が点字により自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）及び押印をしなければならない。この場合において、調査請求書にする署名は、調査請求が行われる日前 6 0 日以内に行われたものでなければならない。

(調査請求書の受理後の手続)

第 1 5 条 市長は、条例第 9 条第 1 項の規定により市民から調査請求書の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、調査請求をした市民及びその代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めるものとする。

- 2 市長は、調査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査請求を却下するものとする。
 - (1) 調査請求書に、有権者である市民 1 0 0 人以上の者の連署がないとき。
 - (2) 調査請求をすることができない対象についてしたものであるとき。
 - (3) 調査請求書の記載事項に不備があるとき又は調査請求書に資料の添付がないとき。

- 3 市長は、調査請求が前項各号のいずれかに該当する場合において、補正することができるものであるときは、同項の却下をする前に、調査請求をした市民の代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- 4 市長は、第2項の規定による却下をしたときは、その旨を調査請求をした市民の代表者に書面により通知しなければならない。

(説明会の開催請求)

第16条 条例第14条第1項又は条例第15条第1項(条例第16条において準用する場合を含む。)の規定による説明会の開催の請求は、開催請求書(様式第8号)により行うものとする。

2 条例第15条第3項(条例第16条において準用する場合を含む。)の規定による説明会の開催の請求は、市民開催請求書(様式第9号)により行うものとする。

3 前項の市民開催請求書には、請求を行う市民及びその代表者が署名及び押印をしなければならない。

(開催請求書及び市民開催請求書の受理後の手続)

第17条 審査会は、説明会を開催することを決定したときは、開催予定日の14日前までに、当該説明会を開催すること並びにその日時及び場所を市民に周知させるための広報を行うとともに、その決定が市民の開催の請求に基づくものであるときは、当該請求をした市民の代表者に通知しなければならない。

2 第15条の規定は、市民開催請求書の受理後の手続について準用する。

(公表等の方法)

第18条 条例第10条第3項の規定による調査報告書の要旨の公表、条例第13条の規定による公表及び前条第1項の広報は、本市の広報誌への掲載その他適当な手段により行うものとする。

(期限の特例)

第19条 条例第4条第1項及び第2項、第5条、第6条、第9条第2項、第10条第1項及び第3項、第15条第3項並びに第16条の規定による作成又は請求の期限又は期間の末日が休日に当たるときは、その日後においてその日

に最も近い休日でない日をもってその期限又は期間の末日とみなす。

(補則)

第 2 0 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

(政治倫理の確立のための和泉市長の資産等の公開に関する条例施行規則の廃止)

2 政治倫理の確立のための和泉市長の資産等の公開に関する条例施行規則 (平成 7 年和泉市規則第 3 8 号) は、廃止する。

附 則 (平成 1 9 年規則第 3 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年規則第 2 8 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の和泉市長の政治倫理に関する条例施行規則の規定は、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する。